

静岡市
困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画
(案)

令和7年3月

静岡市

目 次

ページ

第1章 基本計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画の期間 2

第2章 女性支援の現状と課題

- 1 女性相談に関する現状と課題 3
- 2 民間の支援団体との協働に関する現状と課題 8
- 3 女性支援に関わる人の育成に関する現状と課題 10

第3章 計画の考え方

- 1 基本理念（目指す姿） 11
- 2 計画の基本的な考え方 11
- 3 計画の方針 11
- 4 施策の体系 12

第4章 施策の推進のために必要な取組

- I 支援の内容 14
 - 1 早期把握・相談支援 14
 - 2 保護・回復支援 15
 - 3 自立支援 15
- II 支援の体制 16
- III 数値目標 17

第1章 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

① 女性が抱える困難な問題の多様化、複合化による複雑化

女性は日常生活や社会生活を営むにあたって「女性であること」により様々な困難な問題に直面することが多い傾向にあります。さらに近年では女性の抱える問題はDV被害、ストーカー被害、性暴力・性犯罪による被害、不安定な就労状況による経済的困窮、家庭関係破綻など多様化、複合化し、複雑になっています。コロナ禍により、こうした課題が顕在化し、新たな女性支援の枠組みをつくり、女性への支援を強化することが必要となっていました。

こうした中、困難な問題を抱える女性への支援の根拠法を「保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、目的・基本理念に「女性の福祉」「人権尊重」「男女平等」「民間団体との協働」といった視点を明確に規定する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」（以下「法」という。）が制定、公布されました。

そして、法に基づき、令和5年3月、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（令和5年厚生労働省告示第111号）」（以下「基本方針」という。）が公示され、この基本方針に基づき、令和6年3月、「静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画」（以下「県計画」という。）が策定されました。

② 困難な問題を抱える女性への支援に係る市の役割と市計画策定の必要性

国の基本方針では、国の役割は、困難な問題を抱える女性への支援に係る施策や制度の企画・立案、調査研究等を実施することとされています。また、県は一時保護所、自立支援施設などの施設を所管しており、県の役割は、地域的な特性を考慮しつつ困難な問題を抱える女性への支援に関して中核的な役割を果たすこと等とされています。

これに対し、市の役割は、市民に最も身近な行政機関として女性支援の「きっかけ」となる相談機能を果たすこと、及び児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等、各種制度の実施主体として、関係部署が相互に連携して相談者に必要な支援を包括的に提供し、必要に応じて県の入所施設や転出先自治体等への引継ぎを確実に実施していくことです。

女性が抱える困難な問題が多様化、複合化し、複雑となっている中で、市が単独で、女性が抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を早期から切れ目なく包括的に提供することはできません。国、県、市が適切に役割を分担し、互いに連携することで、困難な問題を抱える女性への支援を展開することが必要です。また、困難な問題を抱える女性を早期に把握し、女性に寄り添った支援を行っていくためには、市民活動団体・民間の支援団体による「柔軟できめ細やかな支援」という強みを活かした協働に努めていくことも必要です。

本市においては、法及び基本方針を踏まえ、県計画を勘案し、ジェンダー平等と人権尊重

の理念のもと市の役割を適切に果たしていくため、そして各部署、関係機関及び民間の支援団体の連携・協働により、困難な問題を抱えている女性への支援を総合的かつ計画的に推進していくために、本計画を策定することとしました。

＊ 法第2条「困難な問題を抱える女性」

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）

2 計画の位置づけ

① 法律上の位置づけ

法第8条第3項に基づく、静岡市における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画として、県計画を勘案して策定します。

② 他計画との関係

「第4次静岡市男女共同参画行動計画（DV 防止基本計画を含む）」に関連する計画として整合を図ります。

3 計画の期間

令和7年度から令和12年度までの6年間とします。ただし、関連計画である「静岡市男女共同参画行動計画」の中間見直し又は改定時期に合わせて一体化を検討します。

第2章 女性支援の現状と課題

市では、女性が抱えている諸問題について女性を支援する多くの取組を実施しています。具体的には、各区役所福祉事務所における「女性相談」（図1）、静岡市女性会館（以下「女性会館」という。）における「女性のための総合相談」（図2）、静岡市配偶者暴力相談支援センターにおける相談支援、生活保護などの経済的問題に係る支援、その他精神的な問題、妊娠・出産・子育てに係る問題について相談を受けています。また、支援の対象を特化し、若年女性が対象となるもの、高齢の女性が対象となるもの、外国人住民の女性が対象となるものなどもあります。

しかし、以下に述べるように、女性支援の現状を見ていくと様々な課題があります。

図1 各区役所福祉事務所における女性相談件数

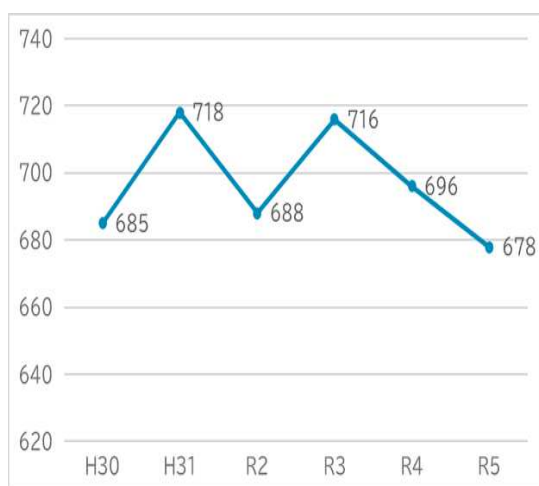


図2 女性会館における女性総合相談件数



1 女性相談に関する現状と課題

（1）相談に至っていない女性を相談につなげる必要性

① 様々な問題を抱えながらも相談に至っていない女性

令和6年度に実施した「市内在住・在勤の女性を対象に行った困難に関するアンケート」（以下、「R6実態調査アンケート」という。）では、相談をためらった経験がある人は全体の42.9%となっています（P5図3）。また、民間の支援団体へのヒアリングによると、「問題を抱えていることを認識していない」女性もいることが分かりました。

② 問題を抱える女性が相談をためらう理由

R6実態調査アンケートでは、相談をためらった理由として、「相談しても解決しないと思った」(45.8%)が最も多く、次いで「悩みをうまく言葉にできる自信がなかった」(37.5%)、「どこで相談を受け付けているかが分からない」(25.0%)、「電話や対面での相談が恥ずかしかった／面倒くさかった」(12.5%)となっています（P5図4）。男女共同参画フォーラムしずおかが実施した「女子高校生向けアンケート」においても、公的な相談機関を利用し

たことがない理由は「相談しても解決しないと思うから」(29.6%)、「誰かに相談するほどのことではないから」(22.6%)となっています(P 6 図5)。

民間の支援団体へヒアリングを行ったところ、「相談のために窓口に行くことはハードルが高い」、「電話をかけるのも勇気がいる」との意見がありました。また、外国人住民の女性については、言葉の壁があるため疎外感を感じ、引きこもり傾向にある人もいること、トランスジェンダー(出生時に割り当てられた性と自認している性が一致していない人)については、相談員に性的少数者への理解がないと相談しにくいことが分かりました。

③ 相談をためらっていた女性が相談することとなったきっかけ

R 6 実態調査アンケートでは、相談したきっかけとしては、「1人で抱えきれなくなった」(44.1%)が最も多く、次いで「相談機関や窓口の情報を知った」(32.4%)となっています(P 6 図6)。また、同アンケートによると、不安や悩みを小さくするために求めるサービス・環境は「利用できる支援制度の情報提供」(42.9%)が最も多く、次いで、「自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながるができる窓口(相談窓口等と一緒に行ってくれる)」(38.8%)となっています(P 6 図7)。

④ 問題を抱える女性を相談につなげる必要性

市が実施している各種相談は、その後の公的な支援の「きっかけ」となる入口であり、様々な困難な問題を抱えていても相談につながっていないとその後の支援を受けることが難しくなります。そこで、様々な問題を抱えながらも支援機関・団体に相談していない女性を相談につなげることが必要となります。

○ ジェンダー平等、人権尊重に係る教育・啓発

女性が困難な問題を抱える背景には、社会において男女間の不平等、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見が根強く残っている中で、生活困窮、DV・性暴力など、様々な問題が生ずることで状況が深刻化し、複雑になってしまうことがあげられます。こうした困難を抱えた女性は、自己肯定感や自己決定意識が失われやすくなり、自分さえ我慢すればよいと諦めてしまうことや、そもそも問題を抱えていることを認識していないことも少なくありません。このような状況を打開し、女性自身が自分を守り、生きる力を育み、「自己決定」や「自己選択」ができるようにするために、幼少期から成長段階に応じて、ジェンダー平等、人権尊重に係る教育・啓発に取り組むことが重要となります。

○ 問題解決に向けたロードマップの可視化

公的な相談機関に相談しても解決しないと考えてしまう女性に対し、問題解決に向けたロードマップ(道のり)を可視化していくことにより、相談から問題解決までの道筋を分かりやすく示し、問題解決へ希望をもつことができるようにすることが必要です。

○ 多様な相談ニーズに対応できる仕組みづくり

電話や対面による相談に抵抗感がある女性に対しては、電話や対面による相談だけではなく多様な相談ニーズに対応できる仕組みづくりが必要となっています。

○ 多様な手段による広報・周知

相談窓口を知らない女性に対しては、広報紙、市公式ホームページ、チラシ・リーフレッ

トだけではなく、SNS等多様な手段による広報・周知を図り、支援を必要としている女性へ情報が届くようにすることが必要となっています。

○ 各部署・関係機関との連携及び民間の支援団体との協働

外国人住民の女性やトランスジェンダーの相談を受けるには、それぞれ外国人住民、性的少数者への理解が必要となるため、これらの人が安心して相談できるように、多文化共生や性的少数者に関わる部署・関係機関・民間の支援団体と連携・協働し、相談をつなげることが必要になります。

○ アウトリーチ等による早期把握・窓口への同行

相談しないことにより問題が深刻化してしまうことを防ぎ、相談に至っていない女性を早期に把握し、必要な支援につなぐために、対象者がいると想定される場所へ直接出向き、信頼関係を築きながらのアウトリーチ支援や、居場所づくりなど相談につながりやすい環境を整えることが必要になります。

また、必要に応じて、相談窓口等に同行し、安心して話せるように支援していくことが必要となっています。

図3 相談をためらった経験（「R6実態調査アンケート」）

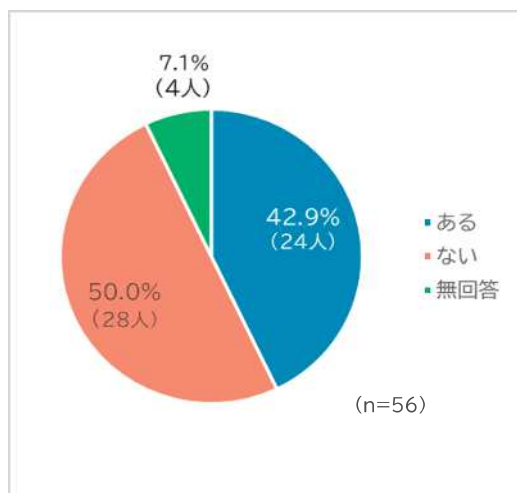


図4 相談をためらった主な理由（2つ回答可）（「R6実態調査アンケート」）

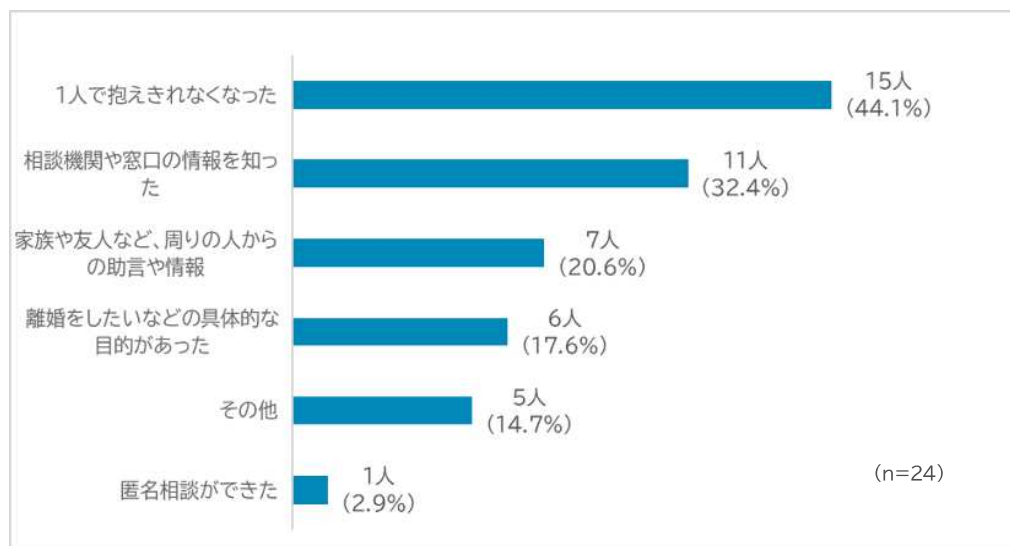


図5 公的な相談機関を利用したことがない理由(複数回答可) (「R6 女子高校生向けアンケート」 特定非営利活動法人男女共同参画フォーラムしずおか調べ)

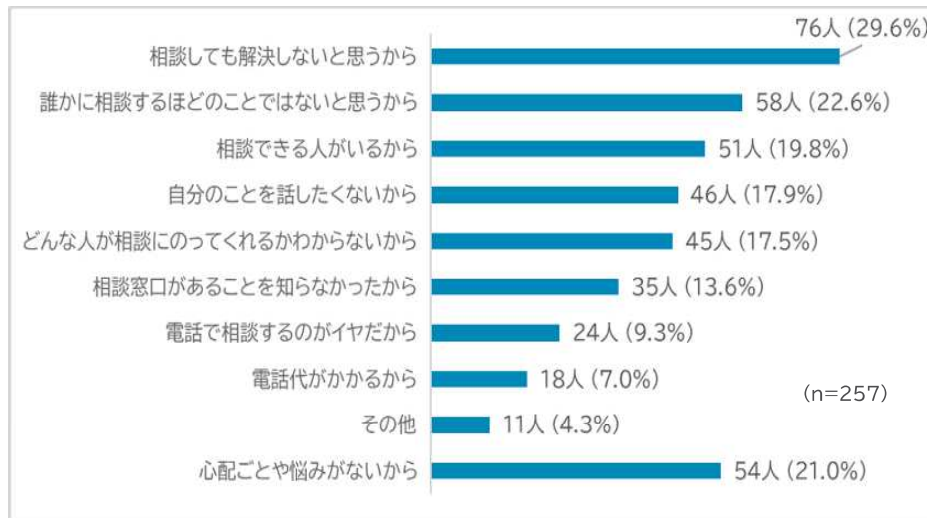


図6 相談したきっかけ(複数回答可) (「R6 実態調査アンケート」)

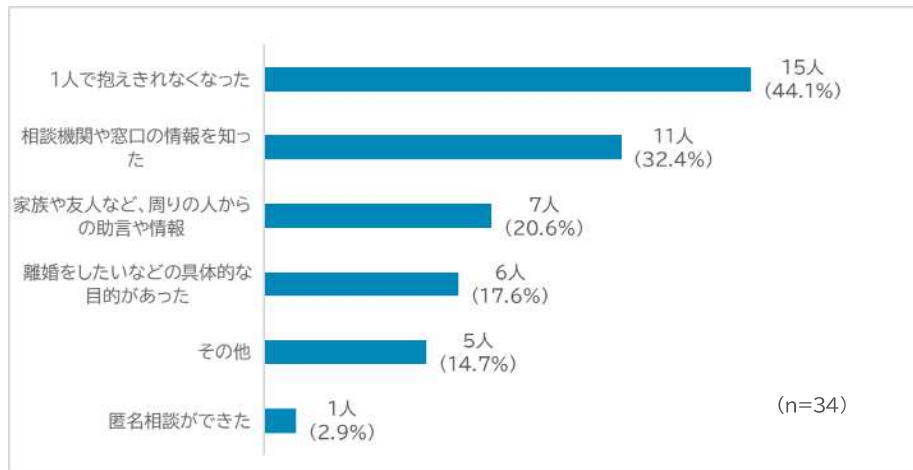
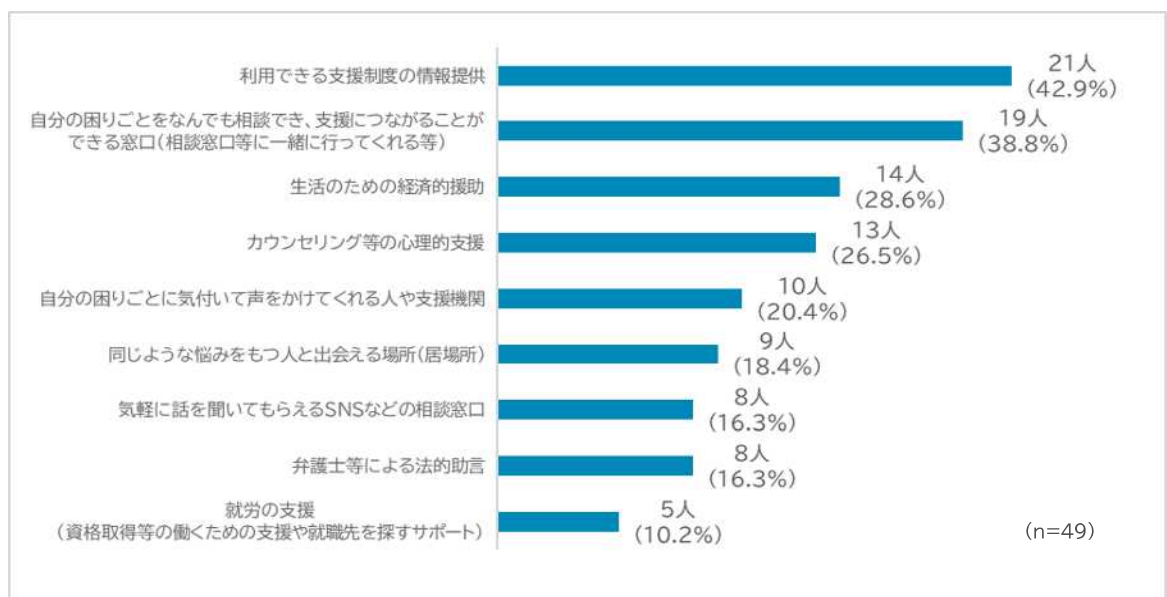


図7 不安や悩みを小さくするために求めるサービス・環境(複数回答可) (「R6 実態調査アンケート」)



(2) 女性が抱える問題が多様化、複合化していること

① 女性が抱える問題の多様化、複合化

法の制定にあたって、女性たちが直面している問題が多様化し、また複合的な問題を抱えている女性の増加も指摘されてきました。現在、女性が抱えている問題が多様になっていることは、女性会館で実施している女性相談の傾向にも現れています。

女性会館で実施している女性相談では、10代から70代以上まで幅広い年代の女性から相談を受けていること、女性が抱える問題は、家族関係、DV（ドメスティック・バイオレンス）、仕事・暮らし、メンタルヘルス（精神的問題）等、様々な分野にわたっていることが分かります（P8図8、図9）。

また、「R6実態調査アンケート」では、困難な問題を抱える女性のうち48.9%が2つ以上の困難を抱えていることが分かりました（P8図10）。

民間の支援団体へのヒアリングでは、女性の抱える問題は複雑で相互に絡み合っていることが多く、一つの相談機関・支援機関では解決が困難な場合が多いとの意見がありました。

② 支援機関が相互に連携することの必要性

女性の抱えている問題が複合化している現状において、女性が抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を早期から切れ目なく包括的に提供するためには、市の支援機関が各種支援制度の実施主体としてそれぞれ主体性を発揮しつつ、相互に連携していくことが必要となります。

市の支援機関へのヒアリングでは、各部署、関係機関との連携については支援担当者が日々の支援を行う中で知識、経験の積み重ねで実施していることが分かりました。現在、担当者個人の知識、経験、ネットワークに支えられた支援機関の連携を組織的に強化していくこと、連携体制の構築に係る検討が必要となっています。

また、市や県などの公的な支援だけでは対応できない場合には、民間の支援団体との協働を図ることが必要となります。

図8 女性会館における女性総合相談 相談者の年代

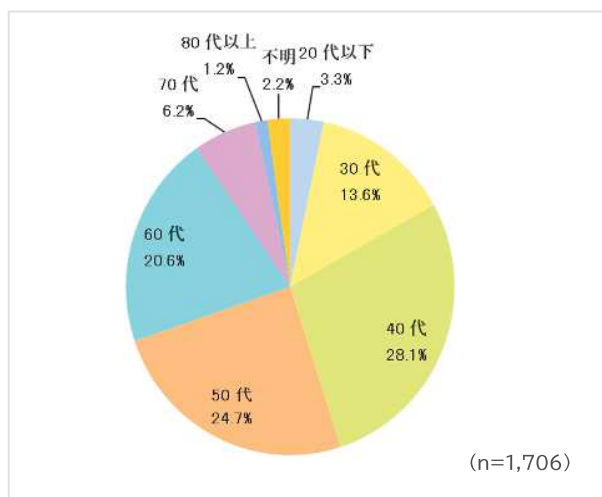
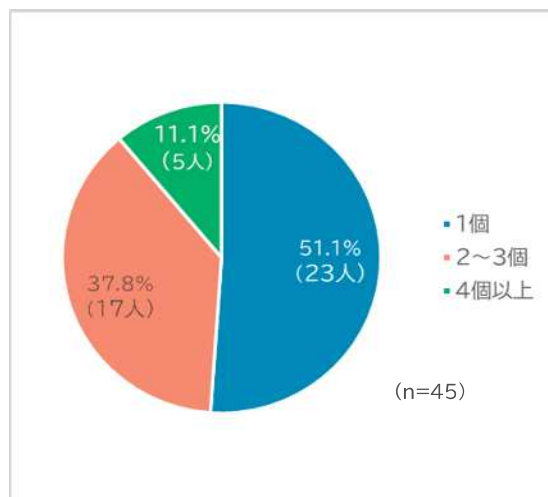


図9 女性会館における女性総合相談 相談内容



図10 悩みや困難のある人が抱える悩み、困難の数（「R 6 実態調査アンケート」）



2 民間の支援団体との協働に関する現状と課題

（1）民間の支援団体の強みを活かすことの重要性

① 民間の支援団体の特色

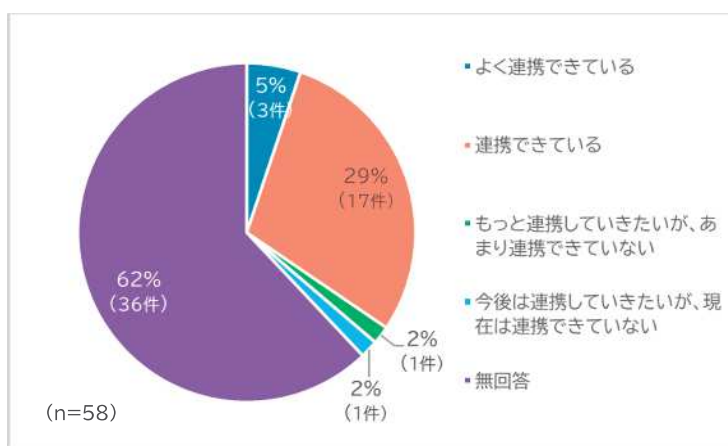
本市で活動している民間の支援団体には、子ども・若年女性の居場所づくりを行っている団体、男女共同参画に係る相談事業を行っている団体、シングルマザーに係る相談や食料支援、中高年女性の支援を行っている団体、母子生活支援施設や女性自立支援施設の運営を行っている団体、居住支援を行っている団体、DV被害者の支援を行っている団体などがあり、それぞれ独自の知見や経験を活かし、特色のある女性支援を行っています。

民間の支援団体へのヒアリングでは、それぞれの団体が行政の手が届きにくい部分について、当事者に寄り添った、柔軟できめ細やかな支援を行っていることが分かりました。

② 市の支援機関との連携の状況

令和6年度に行った市の支援機関への調査（以下「R6市支援機関調査」という。）によると、民間の支援団体等との連携について無回答の取組が62%となっています（図11）。そもそも民間の支援団体との連携になじまない取組もありますが、公的な支援機関による広範な分野の多様な支援だけでは、支援対象となる女性を早期に把握し、女性に寄り添った支援を行っていくことは難しいと考えられます。当事者にかかる個人情報の適正な取り扱いを確保したうえで、今後、民間の支援団体による「柔軟できめ細やかな支援」という強みを意識し、その強みを活かした協働に努めていくことが重要です。

図11 支援にあたって機関・団体との連携の状況（R6市支援機関調査から、連携先としてNPO・民間団体を抜粋）

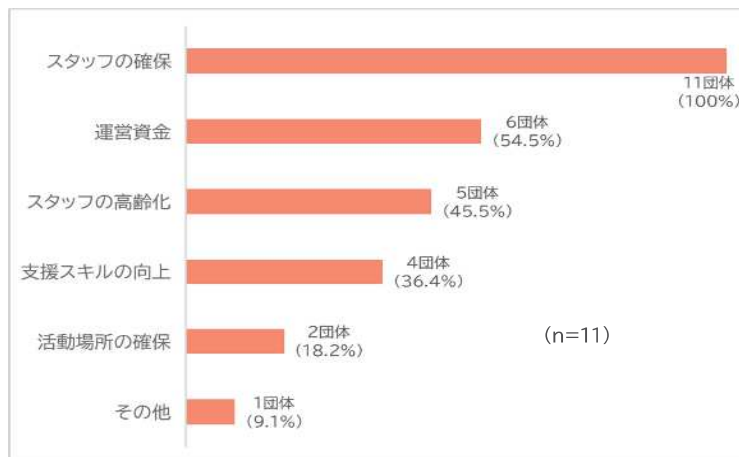


（2）民間の支援団体のスタッフ、運営資金の不足

① 民間の支援団体の状況

県が行った調査等によると、民間の支援団体が活動を継続していくためにはスタッフの確保や運営資金に課題があることが分かります（図12）。

図12 活動継続の課題（3つまで回答可）（R5静岡県女性支援に関する民間団体調査等）



※県が調査した団体のうち、本市に活動拠点を置く団体分の調査結果に市が独自に聞いた団体分の調査結果を追加した。

3 女性支援に関わる人の育成に関する現状と課題

(1) 女性支援に関わる人の研修・スキルアップの必要性

① 女性支援に関わる人の知識、経験

市は、市民にとって最も身近な行政機関として、支援の「きっかけ」となる相談に係る取組、女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の実施主体としての取組を行っています。

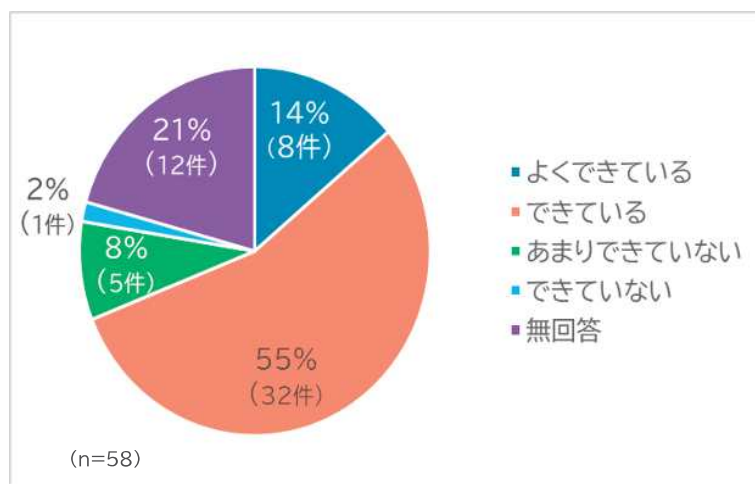
これらの取組の中には実際に支援を担当する人の知識や経験に頼る部分もあることから、困難な問題を抱える女性を理解し、その気持ちを尊重した、寄り添う支援を行うため、支援を担当する人への研修、スキルアップが必要となります。

② 研修、スキルアップについての課題

市支援機関調査によると、女性支援に資する取組のうち、10%の取組については、担当者の研修などのスキルアップの機会が「あまりない」「ない」と回答しています。また、相談員の確保や相談員の対応力の維持向上について課題を感じているとの回答がありました。

これに対して、民間の支援団体へのヒアリングでは、行政職員にもっとジェンダー平等の視点を持ってもらいたいとの要望がありました。ジェンダー平等の視点がないため、相談時に被害者を傷つけてしまうことがあるとのことです（二次被害）。また、実務経験の少ない職員に対するOJTや研修の機会の充実への要望がありました。

図 13 取組担当者の研修等スキルアップの機会を設けているか（R6市支援機関調査）



第3章 計画の考え方

本計画では、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」（法第2条）への支援について、次に述べる「基本理念（目指す姿）」の実現に向けて、「支援の基本的な考え方」、「計画の方針」に基づいて施策の実施を進めていきます。

1 基本理念（目指す姿）

ジェンダー平等と人権尊重に基づき、困難な問題を抱える女性の福祉を増進し、安心して自分らしく暮らせる静岡（まち）の実現をめざします。

2 計画の基本的な考え方

ジェンダー平等とすべての人の人権尊重の理念のもと、困難な問題を抱える女性一人ひとりの意思を尊重しながら、各部署、関係機関及び民間の支援団体との連携、協働により、女性が抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を早期から切れ目なく包括的に提供します。

3 計画の方針

本計画は、以下の4つの方針に基づいて取り組みます。

【方針1】支援の「きっかけ」となる役割を果たすこと

市は、市民にとって最も身近な行政機関であることから、支援対象者にとって身近な、支援の「きっかけ」となる役割を果たします。

具体的には、①女性自身が自らを守り、生きる力を育むため、ジェンダー平等、人権尊重及び各種支援について、幼少期からの教育・啓発による理解促進を図り、早期から予防的支援を行うこと、②問題解決に向けたロードマップの可視化を図ること、③電話や対面による相談だけではなく、SNS等多様な手段で相談できる仕組みをつくること、④広報紙、市公式HP、チラシだけではなく、支援を必要としている女性に届くように、SNSの活用や当事者を発見する可能性の高い医療関係者、民生委員・児童委員等の仲立ち等、多様な手段によって広報・周知を図ること、⑤アウトリーチ・居場所の提供など相談につながりやすい取組を実施し、必要に応じて相談窓口等へ同行するなど支援対象となる女性の早期に把握することにより、支援の「きっかけ」となる役割を果たします。

【方針2】各種支援制度の実施主体として、各部署・関係機関と連携していくこと

困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度にかかる部署がそれぞれ主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供します。

都道府県や他の市町村、関係機関等につなぎ、かつつないだ先の機関等と連携して支援を行います。

これらの施策の実施にあたっては、支援調整会議等の連携体制を整え、若年世代から子育て世代、中年・高齢世代まで、幅広い年齢層の女性それぞれのライフステージに合わせ、支援対象者の心身の状況に応じた最適な支援が切れ目なく包括的に提供されることが重要です。

【方針3】民間の支援団体との協働を図るとともに、その活動を支援すること

行政機関による広範な分野の多様な支援と市民活動団体・民間の支援団体による柔軟できめ細やかな支援とが、それぞれの強みを活かした協働を図るとともに、民間の支援団体の活動を支援します。

【方針4】女性支援に関わる人を育成すること

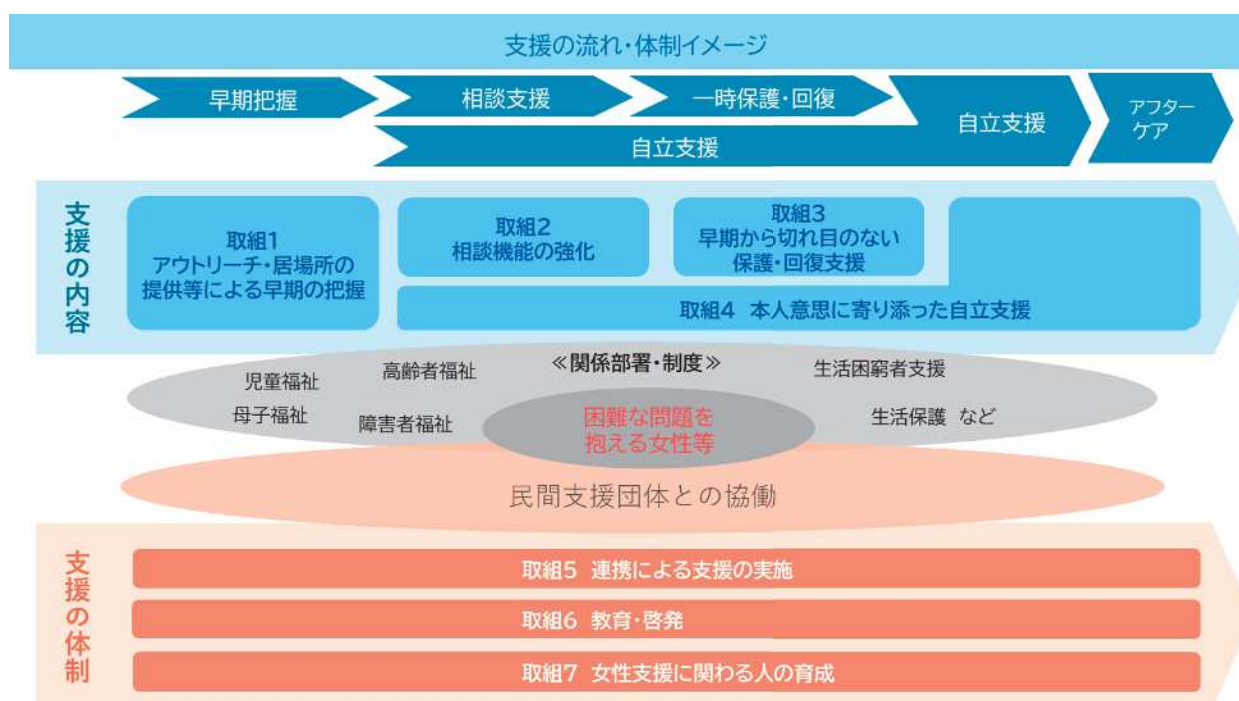
女性支援に関わる知識、経験を高めるとともに、ジェンダー平等、人権尊重についての認識を深めるなど、女性支援に関わる人を育成します。また、育成した支援員やスタッフの心身をケアし、働きやすい環境を整備するなど支援員やスタッフを大切にします。これらの取組により、女性支援に関わる人が、困難な問題を抱える女性が置かれている状況を理解し、本人の気持ちを尊重し、本人に寄り添う支援を行うことができるようになります。

4 施策の体系

区分		施策内容	推進項目
I 援 の 容	1 早期把握・相談支援	(1) アウトリーチ、居場所の提供等による早期の把握	①アウトリーチ・居場所の提供等、支援を必要とする女性の早期把握につながる取組の実施
			②民間の支援団体と連携・協働したアウトリーチ・居場所の提供・同行支援等
			③SNS 等の活用による居場所等の広報・周知

		(2) 相談機能の強化	①相談窓口の広報・周知及び問題解決に向けたロードマップの可視化
			②各部署、関係機関、民間の支援団体と連携した相談の充実
			③多様な手段で相談できる仕組みづくり
			④外国人住民、トランスジェンダーへの相談支援
	2 保護・回復支援	(1) 早期から切れ目のない保護・回復支援	①各部署、関係機関や民間の支援団体との連携、協働による、早期から切れ目のない支援の実施
II 援 の 軸	3 自立支援	(1) 本人の意思に寄り添った自立支援	①本人の意思に寄り添った自立支援のための相談体制の充実
			②各部署、関係機関や民間の支援団体が連携したアフターケアによる自立支援
		(1) 連携による支援の実施	①支援調整会議等を通じて早期から切れ目のない最適な支援の実施
			②学校等と連携した支援体制の強化
		(2) 教育・啓発	①幼少期からの教育・啓発による理解促進
			②SNS等多様な手段による教育・啓発、広報等
		(3) 女性支援に関わる人の育成	①支援調整会議等を通じて早期から切れ目のない最適な支援の実施
			②支援関係者の活動の場の環境整備

図 14 支援の流れ・体制と各取組の関係



第4章 施策の推進のために必要な取組

第3章で述べた本計画の「基本理念」、「計画の基本的な考え方」に基づく4つの「計画の方針」をそれぞれ「支援の内容（早期把握・相談支援、保護・回復）」、「支援の体制」に反映させ、困難な問題を抱える女性への支援のための取組を推進していきます。

I 支援の内容

1 早期把握・相談支援

(1) アウトリーチ・居場所の提供等による早期の把握 【取組1】

① アウトリーチ・居場所の提供等、支援を必要とする女性の早期把握につながる取組の実施

女性の抱える困難な問題が深刻化することを防ぐため、様々な問題を抱えながらも相談に至っていない女性に関する課題を各部署、関係機関と共有し、アウトリーチ・居場所の提供など相談につながりやすい取組を実施し、必要に応じて相談窓口等へ同行するなど支援を必要とする女性の早期把握につなげます。

アウトリーチによる支援の取組としては、支援を必要としながらも必要な支援が届いていない人に対して支援機関の側からアプローチして支援を行うこと、居場所の提供としては、気軽に立ち寄れる場所を提供し、必要に応じて相談につなげます。

（具体的な取組の例）

- ・ こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ・ ヤングケアラー支援事業

② 民間の支援団体と連携・協働したアウトリーチ・居場所の提供・同行支援等

アウトリーチ・居場所の提供・同行支援等の実施にあたっては、民間の支援団体と連携・協働し、女性の意思を尊重しながら、きめ細やかで寄り添いつながり続ける支援を行うことで、相談しやすい状況をつくります。

③ SNS等の活用による居場所等の広報・周知

居場所の提供等について、SNS等を活用し広く広報・周知を図り、支援を必要とする女性に情報が届くようにします。

(2) 相談機能の強化 【取組2】

① 相談窓口の広報・周知及び問題解決に向けたロードマップの可視化

女性が抱える問題が多様化、複合化していることに対応するため、女性会館における「女性のための総合相談窓口」等を広く広報・周知します。また問題解決に向けたロードマップ（道のり）を可視化していくことにより、相談から問題解決までの道筋を分かりやすく示し

ます。

② 各部署、関係機関、民間の支援団体と連携した相談の充実

総合相談窓口と各部署、関係機関及び民間の支援団体と連携を図り、それを可視化することで、相談内容、抱えている問題、女性の心身の状況等に応じた相談、支援につなげます。

③ 多様な手段で相談できる仕組みづくり

相談支援にあたっては、電話・対面による相談だけではなく、SNS等多様な手段で相談できる仕組みをつくりまします。

④ 外国人住民、トランスジェンダーへの相談支援

外国人住民の女性への配慮、トランスジェンダーへ配慮した相談支援を行います。

なお、この相談支援の対象には、出生時に割り当てられた性が女性であるが、自認している性が男性である場合、及び出生時に割り当てられた性が男性であるが、自認している性が女性である場合の両方を含みます。

(具体的な取組の例)

- ・ 静岡市多文化共生総合相談センター
- ・ にじいろ電話相談、個別相談

2 保護・回復支援

(1) 早期から切れ目のない保護・回復支援 【取組3】

① 各部署、関係機関や民間の支援団体との連携、協働による、早期から切れ目のない支援の実施

困難な問題を抱える女性の保護、被害回復、日常生活の回復、同伴する子ども等への支援を行うにあたり、安全確保を図るとともに、女性の意思を尊重しながら、各部署、関係機関及び民間の支援団体との連携、協働により最適な支援を早期から切れ目なく包括的に提供します。

支援にあたっては、困難な問題を抱える女性が傷ついた心の健康を回復できるように心理的ケアにも留意します。

3 自立支援

(1) 本人の意思に寄り添った自立支援 【取組4】

① 本人の意思に寄り添った自立支援のための相談体制の充実

女性の意思を尊重しながら、各部署、関係機関及び民間の支援団体と連携、協働し、住宅や生活費の問題など複合的な問題を抱える女性及び同伴する子どもの自立支援のため、相談体制の充実と生活基盤を整えるための支援を行います。

② 各部署、関係機関や民間の支援団体が連携したアフターケアによる自立支援

困難な問題を抱えていた女性が自立に向けて踏み出した際に、各部署、関係機関及び民間の支援団体と連携、協働し、日常生活を取り戻すことに資する情報の提供や相談支援などのアフターケアを実施します。

II 支援の体制

(1) 連携による支援の実施 【取組5】

① 支援調整会議等を通じて早期から切れ目のない最適な支援の実施

支援調整会議（各部署、関係機関、民間の支援団体により支援内容を協議する会議）等を通じて、様々な問題を抱える女性の意思を尊重し、プライバシーに配慮しながら、心身の状況に応じた最適な支援を切れ目なく包括的に実施します。

支援調整会議等については、既存他制度の会議の活用も含めて効果的な組織づくり及び運用を検討します。

② 学校等と連携した支援体制の強化

女性に同伴する子どもの支援が密接に関連することから、児童福祉、学校及び教育委員会等の子どもに関連する機関や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を強化し、適切な支援を行います。

(2) 教育・啓発 【取組6】

① 幼少期からの教育・啓発による理解促進

ジェンダー平等及び人権尊重について、学校や教育委員会等とも連携しながら、幼少期からの教育・啓発による理解促進を図り、早期から予防的支援を行います。具体的には、性暴力や性的搾取、DV等の正しい認識や適切な対応についての理解を促進します。

また、あわせて女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策についても積極的に周知し、支援につながるための意識の醸成を図ります。

（具体的な取組の例）

- ・ 学校出前講座（性教育）

② SNS等多様な手段による教育・啓発・広報等

社会の理解と関心を深め、女性が抱える困難な問題の発生予防や、支援対象者への円滑な支援、二次被害の予防、被害や加害を生み出さない社会づくりを推進できるよう、SNS 等を活用して、市民に対する教育・啓発、広報等を行います。

(3) 女性支援に関わる人の育成 【取組7】

① 支援関係者の資質向上に向けた情報（機会）の提供

研修会等を開催し、各部署、関係機関や民間の支援団体等で女性支援に関わる人の知識、支援技術を高めるとともに、ジェンダー平等及び人権尊重に係る認識を深めることで女性支援にあたる人材を育成します。

（具体的な取組の例）

- ・ DV被害者対応研修

② 支援関係者の活動の場の環境整備

育成した支援員やスタッフの心身をケアし、働きやすい環境を整備することで、支援員やスタッフを大切にします。

Ⅲ 数値目標

取組	指標	現状	中間目標値 (R8)	目標値 (R12)
1, 2	相談をためらい、その結果、相談することをやめたことがある人の割合 (過去1年間において) (※1)	42.9% (参考：R6)	30%	20%
1, 2	DV相談（市役所・配偶者暴力相談センター）の認知度 (※2)	56.7% (R3)	70%	90%
1, 2, 3, 4	行政と連携・協働する民間支援団体の数 (※3)	8/11 団体 (R6)	把握している 全ての団体	把握している 全ての団体
6	中学校におけるジェンダー平等に関する啓発活動実施割合 (※4)	48.8% (R5)	50%	60%
7	女性支援に関わる職員の資質向上研修受講者累計数・庁外の女性支援者が参加する研修の実施件数 (※5)	(庁内) 66人 (参考：R6)	(庁内) 130人	(庁内) 400人
		(庁外) —	(庁外) 年1回	(庁外) 年1回

※1 R6数値は、参考値として「女性向け実態調査アンケート」調査結果を記載しています。

※2 静岡市男女共同参画行動計画の成果指標の1つと共通です（市民意識調査）。同計画の目標値を記載しています。この成果指標は、市役所相談窓口の認知度と配偶者暴力相談センターの認知度を合計したものです。

※3 R6数値は、民間団体へのアンケート調査で「市町の福祉担当課」と連携していると回答

した団体数です。

※4 静岡市男女共同参画行動計画の成果指標の1つと共通です（男女共同参画・人権政策課調べ）

※5 目標値は令和7年度からの研修受講者の累計数です。